

長崎市端島見学施設損害賠償保険仕様書

1 件名 長崎市端島見学施設損害賠償保険

2 履行場所 長崎市高島町端島 端島見学施設

3 保険種目

- (1) 施設入場者に係る傷害保険
- (2) 施設賠償責任保険

4 期間 令和8年4月1日～令和9年4月1日

(1) 施設入場者に係る傷害保険

令和8年4月1日～令和9年3月31日

(2) 施設賠償責任保険

令和8年4月1日午後4時～令和9年4月1日午後4時

5 施設の概要

近代化産業遺産として歴史的価値を有する端島に見学通路、見学広場を整備し、本市の観光振興を図る。一方安全対策として、棧橋の利用は波高0.5m以下、風速5m以下、視程500m以上の際しか認めず、見学施設区域以外への立ち入りも禁止する。

また、見学通路には1.1mの柵を設け、観光客35名に1人（見学者が140人を超える場合にあっては4人）の誘導員を配置する。

- (1) 島の面積 約65,000㎡
- (2) 年間予想入場者数 281,385人

6 施設入場者に係る傷害保険

(1) 被保険者 端島入場者全員（年間予想入場者数 281,385人）

(2) 保険の内容

施設内での傷害による死亡・後遺症保障

施設内での傷害による入院・通院保障

(3) 保険料支払方法：一時払い

(4) 保険金額 一人当たり 死亡後遺障害保険金額 5,000千円
入院保険金日額 2,000円
通院保険金日額 1,000円

(5) 使用約款 傷害保険普通保険約款

(6) 特約条項 施設入場者の傷害危険担保特約条項

(7) 保険期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

7 施設賠償責任保険

(1) 保険契約者 長崎市

(2) 被保険者 長崎市・許可事業者5社（やまさ海運株式会社・有限会社高島海上交通・株式会社ユニバーサルワーカーズ・株式会社シーマン商会・馬場広徳）

※ 許可事業者とは、見学施設を利用しようとする者を、船舶により端島へ輸送し、見学施設の案内・誘導を行うことを、長崎市が許可した航路事業者をいう。（現在、5社）

(3) 保険内容 施設の瑕疵及び許可事業者の業務遂行（施設内での利用者の案内、誘導業務）、イベントに起因して発生した事故について、保険契約者が法律上負担しなければならない賠償責任へ対応

ア 施設利用者が事故により死亡した場合、又は医師の治療を受ける場合

- ・ 被災者の相続人又は代理人が、現地を訪問するための交通費、宿泊費等
- ・ 被保険者の役員、使用人を事故現場へ派遣させるための交通費、宿泊費等
- ・ 通信費
- ・ 葬儀費用

イ 被災者傷害見舞金対応

被災者や遺族に対し慣習として支払う弔意金、見舞金（事故から180日以内）

- ・ 死亡見舞金（事故から180日以内に死亡した場合）
- ・ 後遺障害見舞金（事故から180日以内に障害が生じた場合）
- ・ 入院見舞金（事故から180日以内に入院により医師の治療を受けた場合）
- ・ 通院見舞金（事故から180日以内に通院により医師の治療を受けた場合）

ウ 災害広告費

- ・ 新聞等へのおわび広告を掲載する費用
- ・ 休業・営業再開予定に関する広告費用

(4) 保険料支払方法 一時払い

(5) 保険金額 対人賠償・対物賠償共通 1人に対し100,000千円を限度
1事故に対し500,000千円を限度

初期対応費用 1事故に対し15,000千円を限度

訴訟対応費用 1事故に対し10,000千円を限度

免責金額：なし

(6) 使用約款 賠償責任保険普通保険約款

(7) 特約条項 施設所有（管理）者特別約款

原子力危険不担保特約

専門職業危険不担保特約

汚染危険不担保特約

石綿損害等不担保特約
漏水担保特約
対人・対物共通支払限度額特約
訴訟対応費用担保特約
初期対応費担保特約
追加被保険者特約条項

(8) 保険期間 令和8年4月1日午後4時～令和9年4月1日午後4時

8 参考資料（過去の事故）

○平成26年、端島見学施設第1見学広場にて、日よけの基礎につまずき転倒し、目じりを縫合する怪我を負った。さるくガイド中であったため、保険についてはコンベンション協会にて対応。

○平成28年、第2見学広場から第3見学広場への通路において、くぼみにつまずき転倒し、左大腿骨頸部を骨折する怪我を負った。怪我をされた方が傷害保険を請求したため、傷害保険で対応した。施設に瑕疵はなかったため、賠償保険は適用外であった。

※傷害保険支払額 1,218,000円（令和5年2月末時点）